

改正道交法施行 認知症受診者急増も

2017年03月13日

ツイート

おすすめ 1

G+1

4

1



改正道交法施行について語る武田院長

高齢者の重大交通事故が相次ぐ中、事故抑制を目指す改正道交法が12日、施行された。免許更新時、認知症が疑われる場合に医師の診断が必須となるが、県内の医療現場からは医師不足や訴訟リスクなどを指摘する声も出ている。

75歳以上は3年に1度、免許を更新する際に記憶力などを調べる簡易検査を受けるが、改正後は3段階の検査結果のうち「認知症の恐れ」と判断されると、受診が義務付けられる。認知症と分かれば、これまでと同様に免許停止や取り消

しとなる。

「受診者が多すぎてパンクしてしまう」。認知症を診断する「もの忘れ外来」を設ける仙台西多賀病院(仙台市太白区)の武田篤院長(56)は、こう訴える。今でも年間約200人が受診し、予約から2か月半待ちの状態が続く。

県警の試算では、県内では年間約1300人が受診するとみられる。認知症診断の拠点病院は同病院を含め県内11か所で、集中を避けようと診断はかかりつけ医が行うことを基本としている。だが、武田院長は「症状の程度は日によって異なる。診断結果次第で『生活の足』を奪うことになり、責任重大。最終的な診断を専門医にゆだねる医師も出てくるのでは」と話す。認知症ではないと診断された高齢者が重大事故を起こした場合、被害者から責任を追及する民事訴訟を起こされる懸念もある。

県は、政府が2015年1月に策定した認知症対策の国家戦略「新オレンジプラン」に基づき、かかりつけ医でも認知症診断ができるよう研修を実施。15年度末時点で295人いる受講医を17年度末には630人まで増やす計画だ。

一方、認知症予備軍とも呼ばれる「軽度認知障害」は認知症の人とほぼ同数いるとされる。この場合、診断書に所見を記すことができ、半年後や1年後に再検査を求めることも可能だが、「運転技術を専門家がチェックするべきではないか」との声も出ている。

また、法改正を機に、認知症と判明するケースも相次ぐとみられる。「認知症の人と家族の会宮城県支部」(仙台市青葉区)には、「高齢の親に運転をやめさせたい」などの相談が寄せられている。蘇武徳典代表(69)は「車の運転がステータスと考える人もいる。突然免許を取り消されると、自己否定されたように感じる人もいる」と話し、家族が運転に不安を感じたら、更新前に本人に手放すよう説得することを勧めている。

2017年03月13日 Copyright © The Yomiuri Shimbun